

東日本大震災での旅客自動車輸送(バス等)分野の対応

[高速バス]

・震災後2カ月間(3/12~5/11)で首都圏-東北地方間の31路線で30万人を輸送。運休していた東北新幹線の代替輸送機関として重要な役割を果たす。

[鉄道代替バス]

・三陸鉄道、JR石巻線、JR常磐線等の運休区間に対応して鉄道代替バスを運行。(合計105路線)

[原発対応]

・原発周辺住民の避難輸送及び警戒区域への住民の一時立ち入りに供するバス車両の確保を支援。

[首都圏の帰宅難民対応]

・バス事業者による鉄道代替運行、増便、延長運行、タクシー事業者による無線等を活用した計画配車により、帰宅者の足を確保。

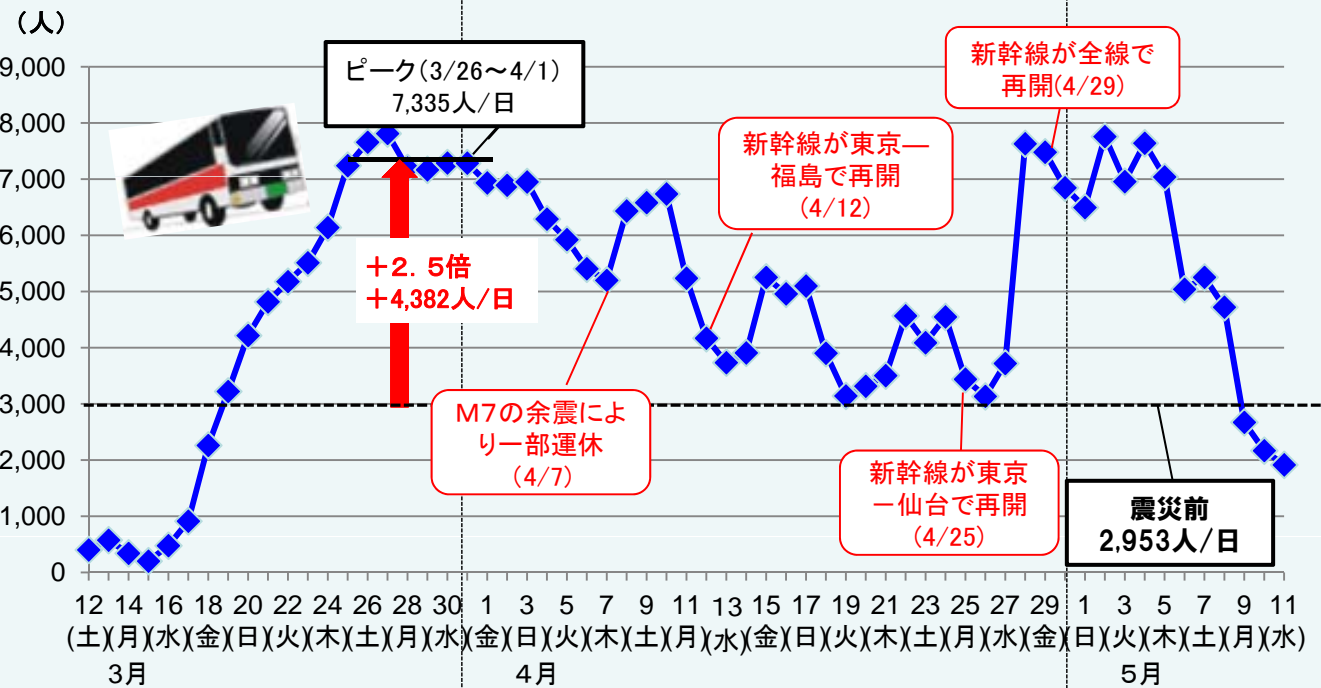
バス事業者の被災状況

	死者・行方不明(人)	損害車両(両)	損害社屋等(棟)
岩手県	4	50	20
宮城県	9	143	58
福島県	0	26	37
合計	13	219	115

タクシー事業者の被災状況

	死者・行方不明(人)	損害車両(両)	損害社屋等(棟)
岩手県	22	100	29
宮城県	49	408	50
福島県	3	3	9
合計	74	511	88

首都圏と東北方面を結ぶ高速路線バスの輸送実績の推移(全31路線)



東日本大震災でのトラック輸送分野の対応

[緊急物資輸送]

- ・全日本トラック協会に協力を求め、被災地への政府緊急物資輸送を実施。（延べ2,032地点に延べ1,927台により、食料品1,898万食、飲料水460万本等を輸送。）各都道府県と地方トラック協会との輸送協定に基づく緊急物資輸送も実施（トラック6,101台）
- ・被災地域の支援業務及び復興支援等に安定的に対応するため、当分の間、トラック事業者のレンタカー使用を認めた。
- ・物資の集積拠点から避難所への輸送（末端輸送）の効率化を図るため、物流企業の協力を得て、物流専門家を各県に派遣。

[原発対応]

- ・計画的避難区域からの住民の円滑な移動について、避難に協力する事業者をリストアップするなどにより住民のニーズに適切に対応。

[その他]

- ・厚労省の協力依頼を受けて、（社）全国霊柩自動車協会にご遺体搬送車両の出動協力を要請。（被災圏外から193台を出動）

トラック事業者の被災状況

	死者・行方不明(人)	損害車両(両)	損害社屋等(棟)
岩手県	44	517	90
宮城県	191	4,345	464
福島県	16	488	72
合計	251	5,350	626

※被災を受けた車両数、施設数は、連絡不能事業者のものを含む。
※回収率86%であり、暫定値である（5月23日現在）。

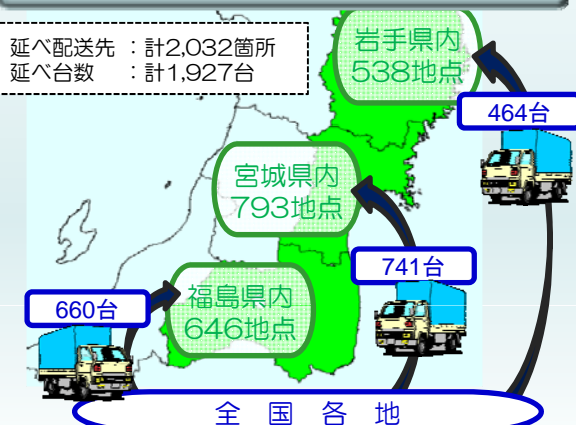
物流専門家の派遣状況

岩手県 7名
宮城県 2名
福島県 2名



トラックによる政府の緊急物資輸送

延べ配送先：計2,032箇所
延べ台数：計1,927台



※青森・山形・茨城各県にも緊急物資輸送を実施

[自動車ユーザーへの情報提供]

・各運輸支局が自動車整備振興会等の協力を得て、廃車等の諸手続きの相談、無料点検等を行う『移動自動車相談所』を避難所等に開設。

[税制]

- ・被災自動車の自動車重量税を還付。
- ・被災代替自動車の取得に係る自動車重量税、自動車取得税、自動車税及び軽自動車税を非課税。

[登録手続き]

・地震により紛失又は使用不能となった自動車の抹消登録申請及び新規登録について、必要書類の簡素化等の特例的扱いを実施。

[検査・整備等]

- ・被災地に使用の本拠を置く自動車、被災地で災害復旧等に用いる自動車について、自動車検査証の有効期間を最長で6月11日まで伸長。（被災地に事業場をおく指定整備事業者が交付した保安基準適合証等の有効期間も同様に伸長。）
- ・Nox・PM法の規制対象地域内で使用期限を迎えるディーゼル車の猶予期間を延長。
- ・救援活動を行う外国車両等の臨時運行、保安基準緩和、自賠償保険加入関係手続きの簡易かつ迅速化。

整備事業者の被災状況

	全壊・流出	一部被害※
認証工場	261	346
うち指定	102	170
車体整備	13	17

※整備に支障があるもの

移動自動車相談所



主な相談内容をとりまとめ、「よくあるご相談集」をHP等で周知

これまでに37回開催
 ・相談件数約2,900回
 ・相談者数約1,700人
 ・無料点検台数約90台